

サンバーデン通信

SUN BADEN

第63号
令和3年7月発行

「サンバーデン」は、温暖で風光明媚な美浜町にある天然温泉「成光の湯」を利用した温泉施設であることから、太陽の意味の「サン」とヨーロッパ有数のドイツの温泉地「バーデン＝バーデン」から施設名に名付けられました。

今月号の トピックス

- ◆新型コロナウイルス感染症関連（ワクチン接種）
- ◆行事報告
- ◆研修報告
- ◆おしらせ
- ◆職員採用情報



新型コロナウイルス感染症関連(ワクチン接種)

5/12～6/20 までの緊急事態宣言により全国的に感染者数も減少傾向でしたが、東京都と沖縄県は緊急事態宣言が延長され、県内においては「まん延防止等重点措置」から「嚴重警戒措置」に移行されています。当該地域や施設においては、クラスター発生など目立った感染拡大はみられておりませんが、引き続き、感染予防対策を講じて安心安全な施設環境に努めてまいります。

コロナワクチン接種状況については、すべての施設職員が4月中旬から5月中旬にかけて2回目のワクチン接種を終了しています。また、入所者さまについては6月中に2回目の接種を終了しており、緊急処置を必要とする副反応はみられず安定した生活を送られています。

対面会合の制限解除については、厚生労働省や愛知県の通知、ワクチン接種、地域の感染流行状況などに基づき検討してまいります。引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



愛知県新型コロナウイルス感染症

感染再拡大の防止に向け

嚴重警戒措置

愛知県全域 7月12日～8月11日

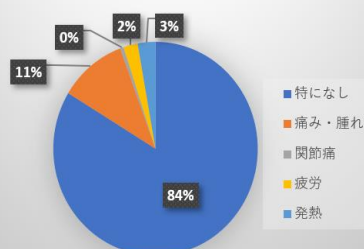
新型コロナウイルス感染症
BCPシミュレーション
研修



医療法人瑞心会
老人保健施設サンバーデン
感染対策委員会

新型コロナウイルスワクチン接種後（2回接種）

副反応結果<入所者>





行事報告

5月5日の端午の節句、7月7日の七夕の節句の行事を行いました。

5月恒例の「菖蒲湯」では、浴槽に菖蒲の束を浮かべ入浴します。入浴は清潔や健康のために必要ですが、昔から生活の娯楽としての意味合いもあります。菖蒲で邪気を払い、健康を願うことで日々の入浴も楽しい行事となりました。

7月は例年と同様、笹飾りを用意し短冊に願いを書いていただきました。コロナの終息や遠方の方と会いたいなど、皆さまの強い願いが綴られています。

どちらの行事も強く願いを込める機会の行事で、私たちも利用者さまからの笑顔に癒され励まされながら、今年の夏を乗り切りたいと感じることができました。



お
や
つ
レ
ク



4月 関東風さくらもち



5月 抹茶プリン



6月 紫陽花ゼリー



感染対策を徹底しながら、季節感を味わいました。



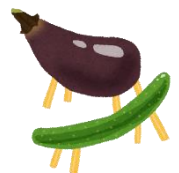
お盆



正式には盂蘭盆会（うらぼんえ）といいます。

時期は旧盆（7/15）と新暦（8/15）のお盆があります。多くの方が新暦のお盆をお迎えすると思いますが、実は一部の地域（野間や内海）では、旧盆でご先祖さまをお迎えするという方もみえます。ご存じでしたか？（海水浴・旅館関係者が多いそうです）

また、お盆にはナスやキュウリを飾る風習（精霊馬）がありますが、ご先祖さまがこの世との行き来が少しでも楽になるようにという、心づかいの意味が込められているそうです。迎え盆の時には早く帰ってきてもらえるようにキュウリを足の速い馬に見立て、送り盆にはゆっくり戻ってもらえるようにナスを牛に見立てるそうです。コロナ禍で家族が集まる機会も減っているため、こういった古くからの風習を大切にしたいものです。



通所リハビリテーション(デイケア)

今年もデイケア前で一生懸命に育てた野菜の収穫時期を迎え、利用者さまが収穫や調理をされました。自分たちで育てた野菜を収穫、調理してから召し上がった後は何とも言えない満足な表情をされ、とても良い思い出になりました。次は何を計画するのか楽しみです！



研修報告 認知症サポーター養成講座

6/17に日本福祉大学美浜キャンパスにて、美浜町役場福祉課、美浜町社会福祉協議会、美浜町地域包括支援センター、美浜町デイサービスセンターの認知症サポーターキャラバンメイトとともに養成講座を開催しました。

コロナ禍ではありましたが感染予防対策を徹底し、昨年と同様、日本福祉大学社会福祉学部長の小松先生はじめ、約150名の2年生が講座に参加していただきました。

サポーターから学生に対して、講義や劇を通じて美浜町内の認知症の現状を知っていただいたり、認知症の方と出会ったときにどのように接したらよいのかなどの理解を深めていただいたり、大変貴重な機会となっています。

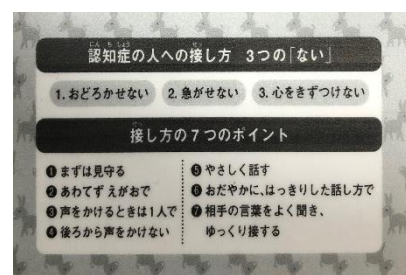
今後も認知症啓発や地域貢献により、知識や技術の向上や施設運営の発展に尽力したいと思います。



美浜町役場福祉課や美浜町社協より、町内の現状や認知症について説明



老健とデイ職員で劇を披露



美浜町地域包括支援センターからのアドバイスやサポーターについての説明、サポーターカードの配布

① お知らせ

食費と高額介護サービス費の変更について

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要の方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補正給付の予約金要件の見直し	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等*80万円以下(※3288円)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(※3288円)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(※3288円)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

*年金収入等+公的年金等収入金額(保険料年金を含む)+その他の合計所得金額

食費の負担限度額の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)
年金収入等*80万円以下(※3288円)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(※3288円)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(※3288円)	650円	1,360円	650円	1,300円

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。

施設入所者	ショートステイ利用者
140,000円(世帯)	600円
93,000円(世帯)	1,000円
650円	1,300円

厚生労働省

令和3年8月1日から
介護保険施設における負担限度額が変わります

○介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成(補正給付)を行っています。

※補正給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方の食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を定める観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担の見直しを行います。

どのような改正がおこなわれるのですか？

① 認定要件である予約金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補正給付の対象外となる方も、予約金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合は、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等*80万円以下(※3288円)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(※3288円)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(※3288円)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

*公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

② 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月~)
年金収入等*80万円以下(※3288円)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(※3288円)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(※3288円)	650円	1,360円	650円	1,300円

補正給付の対象ではない方*
ご利用いただく際は、施設利用者との契約により決められています。

*食費の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。(注)生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

厚生労働省

今年度4月からの介護保険法一部改正に伴い、8月より入所やショートステイのサービスを利用されている方の食費・居住費の助成制度と毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変更となりました。

主に預貯金要件や食費の負担額が見直され、負担が増える方もみえるかと思っておりますので、必ずご確認をお願いいたします。



事務所窓口にてご案内(掲示・リーフレット配布)しておりますので、詳細は事務員までお尋ねください。また、負担が増えたことにより、経済的にサービス利用にお困りの方は、支援相談員までご相談ください。

① 職員採用情報



サンバーデンでは、看護・介護・支援相談員などの正社員・パート・アルバイトを募集中です。

医療や介護について勉強したい、子育てしながら働きたい、学生の間施設のことを知りたいなど興味がある方はぜひご相談ください。初心者、無資格者でも丁寧に指導いたします。また関連病院や託児所、職員寮も完備しているので安心して働くことができます。

■ 募集職種
看護職員(正・准)、介護職員(介護福祉士)、支援相談員(社会福祉士)、送迎運転手など ※ハローワークやホームページをご覧ください。

■ 勤務時間
要相談(希望職種や相談内容による)



サンバーデン通信や施設サービスに関する詳細はこちらへご連絡ください



医療法人 瑞心会

老人保健施設サンバーデン(発行:広報部)

☎470-3235 愛知県知多郡美浜町大字野間字新前田 179-4

TEL:0569-87-3000(代) FAX:0569-87-3080 Mail:3baden@tac-net.ne.jp

※サンバーデン通信及びホームページに掲載された写真、個人情報等はあらかじめ同意、許可の上掲載しております。

ホームページでも
ご覧いただけます

